

学校いじめ防止基本方針

《県立麻生支援学校》

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

（本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）

本校の基本理念である「インクルージョンを目指す学校」「生きる力を育む学校」「共生社会の実現を図る学校」を目指して教育活動を進めていくことが、いじめを防止することと考えます。

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為です。

また、いじめはどの児童・生徒にも起こりうる、どの児童・生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、学校、家庭、地域、その他の関係者との連携の下、いじめの防止と早期発見に取り組んでいきます。また、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速に対処し、再発防止に努めます。

（いじめの禁止）

教育活動全般を通じて、「いじめは絶対に行ってはならない。」ということを児童・生徒に周知・徹底します。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての児童・生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめ防止等に関する内容

（１）いじめ防止等に関する基本的な姿勢

- ・ いじめは決して許されないという共通認識にたち、全職員がいじめの様態や特質について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・ 問題解決については個人ではなくチームとして対応していく、校内・校外の関係者が必要に応じて集まりケース会を実施する本校のシステムをより浸透させていきます。
- ・ 児童・生徒が各々の発達段階や障害の状況に応じ、他者とのかかわりの中で、互いの存在を認め合い、自分にあったコミュニケーション手段を習得し、表現方法を学ぶことで、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てます。
- ・ 児童・生徒の自己有用感や自己肯定感、自浄力を育む教育活動を計画的に組織します。また自己肯定感が育まれるような授業改善に取り組んでいきます。
- ・ 学校は児童・生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるように努めます。
- ・ 特に配慮が必要な児童・生徒に係るいじめについては、当該児童・生徒の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

※発達障害を含む、障がいのある児童・生徒、海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、外国につながる児童・生徒、性同一性障害に係る児童・生徒や「性的マイノリティ」とされる児童・生徒、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している児童・生徒を含みます。

（２）いじめの早期解決のための取組み

- ・ 小さな変化や危険信号を見逃さないようにするとともに、日常的な関わりの中で児童・生徒理解を深めることにより、信頼関係の構築を図り、相談しやすい関係を作ります。
- ・ 児童・生徒の変化等は迅速に担任集団等のチームで共有し、問題に取り組みます。「いじめ」としての対応が必要な時は「いじめ対策検討委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・ けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

※いじめられていても、いじめを受けた児童・生徒がいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合があるため、注意深く状況を把握する必要があります。

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する児童・生徒に対する定期的なアンケート調査を学期に一回以上実施します。
 - ① 児童・生徒および保護者対象いじめアンケート調査 年２回（７月・１２月）
 - ② 個人面談（教育相談）を通じた学級担任による児童・生徒、保護者からの聴き取り調査 年２回（４月・９月）
- ・ いじめの疑いや相談・通報のあった事案は、「いじめ対策検討委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・ いじめ防止等のための対策に関する実践的な研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

（３）いじめに対する取組み

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をし、組織的に対応します。
- ・ いじめの事実が確認された、あるいはいじめの疑いがある場合、または、いじめが解消に至っていない場合には、いじめを受けた児童・生徒をいじめが解消するまで守り通し、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、いじめを受けた児童・生徒や保護者に対する支援と、いじめを行った児童・生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・ いじめに係る情報については、適切に記録します。
- ・ いじめを受けた児童・生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童・生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・ いじめを見ていた児童・生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・ はやしたてたり、同調している児童・生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・ いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。
- ・ いじめを行った児童・生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導します。なお、いじめられた児童・生徒の立場に立っていじめに当たると判

断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもあります。

- ・ いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童・生徒およびいじめを行った児童・生徒の状況を日常的なかかわりの中できめ細かく把握するとともに、児童・生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります、単に謝罪をもって安易に解消とするとは限りません。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（期間は少なくとも3ヶ月を目安とする）。
- ② いじめを受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

（４）インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童・生徒および保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。また、児童・生徒が自らインターネットを通じて行われるいじめを防止する意識をもって、主体的に考え、行動する取組みを進めます。

（５）学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込み防止、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個別面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校の評価に位置づけるよう努めます。

3 「いじめ対策検討委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策検討委員会」を設置し、学期に1回程度開催します。いじめについて組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の者による状況の判断をします。また、この組織が、いじめを受けた児童・生徒を徹底的に守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童・生徒から認識されるようにします。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

（１）「いじめ対策検討委員会」の構成

構成員 定例会 管理職、指導推進G L 生活安全係、養護教諭、相談支援係
緊急会議 上記のメンバーのほかに当該学部長 総括教諭、

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

（２）活動内容

定例会 ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本計画・年間計画作成・実行・検証・修正
・日常であがってくるいじめと疑われる相談・通報への対応
・緊急会議の招集と情報の収集・いじめの判断
・いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
・いじめに関する児童・生徒、保護者および地域に対する情報提供・意識啓発
緊急会議 ・情報の収集・記録の共有
・いじめ事案への対応検討・決定
・いじめ事案の記録・報告

4 重大事態への対処

いじめにより、児童・生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ特別調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ特別調査委員会」の構成

- ・管理職、総括教諭、当該学部長、PTA会長 学識経験者あるいは心理・福祉の専門家
- ※ 事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命する
- ※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・神奈川県教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

※いじめの重大事態については、国の基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版文部科学省）」により適正に対応します。

※調査結果については、いじめを受けた児童・生徒およびその保護者の意向等を踏まえて、特段の支障がなければ公表を行います。